

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

各種様式の押印の見直しについて

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より「押印を求める手続きの見直し等のための厚労省の省令の一部を改正する省令」が交付されたことに伴い、手続きにおける負担軽減と利便性の向上を目的とし、各種様式の押印を廃止いたしました。

当組合の各種様式については順次改訂いたしますが、旧様式を利用される際にも同様の取り扱いといたします。

尚、下記のとおり一部様式については今後も押印を求めるとともに、各種給付において申請者本人以外の口座名義に支給を希望するときの委任状（委任欄）には、申請者の「署名」または「記名押印」が必要となりますので、ご了承ください。

記

○押印が必要な様式

様式名称	様式番号	備考
預金口座振替依頼書	第9号	金融機関届出印を押印
第三者行為による被害届関係書類	第33～38号	

○申請者の「署名」または「記名押印」が必要な様式

様式名称	様式番号	備考
療養費支給申請書	第15号	申請者本人以外の口座名義に支給を希望するときの委任欄
出産育児一時金支給申請書	第18、19号	

以上

(参考) 押印を必要としない様式の訂正方法

○二重線で訂正し、訂正者のフルネームを記入してください。

【例】 **正しい内容** 国保太郎
~~誤っていた内容~~

○訂正印を使用するときは、申請者名の横にも押印してください。

【例】 **正しい内容** 国保太郎
~~誤っていた内容~~ 上記のとおり申請します。
組合員 氏名 国保太郎 (医師)

